

陳情文書表 (令和6年9月6日定例会提出)

陳情第45号

クリーンセンター建設計画策定委員の変更に係る不当な措置に対する是正と審議を求める陳情書

令和6年7月30日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
公害調停申請人の会推薦
森住明弘 外1名

今般、奈良市からクリーンセンター建設計画策定委員の変更とともに、不再任の決定が申請人の会から推薦されている森住明弘にありました。これは、仲川元庸市長による調停条項第6条に抵触する疑いが濃い措置であると思います。この措置は、下記に示しますように、貴市議会が監査請求された「行政事務の正当性」を問う措置と同じことでもあります。

奈良市に対して強く抗議をするとともに、貴市議会におかれましては、どのような経緯でこの不当な事務に至ったのかを審議していただくよう陳情申し上げます。

記

1. 経過

- (1) 7月12日、13時からクリーンセンター建設推進課西川課長と平野課長補佐とで約1時間面談し、不再任について「森住と吉田と田中とで話し合う」との結論を得ました。
- (2) この7月12日の経過
- 1) 西川課長は、議会から委員を差し替えること及び「従前の候補地+七条地区」を策定委員で議論することを求められたと森住に述べました。しかし、森住から議員の中にそのような意見があったのを踏まえて、市が検討した結果そうなのではないかと反論すると、西川課長は首肯しました。
 - 2) 西川課長から委員差し替え問題については半数の6名にする。議会側の鍵田氏と森田氏、及び自治連合会代表の2人には伝えて了承済み。渡邊委員長も対象者だがまだ伝えていない。そして森住と述べました。
 - 3) 西川課長は差し替える理由として、議会の提案を受けて新しい委員でやったほうがよいと判断したこと、及び学識経験者は地質の専門家を考えていると述べたが、森住からは最重要事項の候補地選定の議論の決着がつく前に、事情を全く知らない新委員(特に学識経験者)を差し替えるのは間違っている!と述べました。
 - 4) 森住を外す論理については、西川課長ははっきり言わなかったが、申請人の会関係者3名のうち吉田と田中は再任するが森住はしないと述べたので、森住からは「調停条項6条

を読むと申請人の会関係者は3名になっている。その権利を奪われる措置を合理的な理由もなく取ろうとしているのは不承知」と反論しました。

- 5) 吉田、田中、森住の3人の話合いの結果、これまで推薦してきた森住を変更するつもりはないとの結論になった場合、市はどうするつもりか?と尋ねたところ、西川課長は「外す意向を持つ市長が環境部上田理事に伝え、西川課長が私に伝える役を担うようになった」と説明しました。
- 6) 今回の3)、4)は、議会が監査請求した策定委の運営の仕方が不適切ということと全く同じことであるから、森住が監査委員に12日の経過を文章化して監査してもらおうつもりであると述べました。
- 7) 仮に市長が強引に森住を外すという結論を出した場合、それを声明として公表するつもりであるとも述べました。

(3) 7月12日以降の経過

1) 西川課長から25日現在回答なし

森住は、この問題を(2)の6)項で述べたように監査委員に申立てするつもりであったので、議事録に相当する文書を西川課長に求めたところ、7月16日のメールで彼は「森住委員を任命しないことについては、『3名が多いから』とは説明したつもりはございません。」との返答があったので、同日、それではどのような論理だったのかを説明願いたいと言ったところ、返事がない状態が25日まで続いています。

2) 吉田、田中、森住とのメール上での話合い

1項の(1)に基づく話合いを3人で行い、以下の①の結果が得られるとともに②、③の事実が判明しました。

① 3人で話し合った結果、申請人の会代表の吉田は推薦している森住を他の人に代えることは考えていないと表明し、田中も同意見を述べました。

② 田中は以下のことを西川課長に述べる。

「私は申請人の会推薦の森住先生を外すことはできない。加えて、かつての候補地に七条を加えるのは、森住先生の持論であったから、今の市の方針とむしろ合致しているのではないかと述べました。

③ 吉田は西川課長に以下のことを述べる。

「私が聞いた委員の交代目的は、具体的な焼却施設検討という次のステップの議論をするために焼却炉、防災、まちづくりなど専門の方を増やすことでした。『次のステップの議論という点においては私も交代は賛成』と意見を述べました。専門家がしっかり新焼却施設の検討をすればよいと思います。また、議会対策として元の15か所を加えた再検討を行い、今年度中には答えを出したいと説明を受けたが、これまでの経緯を知らない人が入って数か月で答えを出せるのか心配なので、『それなら今の委員で再検討を行い、場所が決まったら専門家と交代でもよいのではないかと』との意見も述べました。

3) 奈良新聞記事(その1)

7月19日付奈良新聞には、「(前略)今期任期が満了し、半数の委員が入れ替わること

になった（以下略）」と仲川市長が述べたと書かれています。

4) 奈良新聞記事（その2）

7月23日付奈良新聞には、「（前略）『申請人の会』が『当会が推薦した学識経験者であり、市による不再任は不当』として、（中略）陳情書を提出する動きがある」と書かれています。

2. これらの経過と調停条項6条及び市長の基本姿勢との関係

(1) 市長の職務権限

6条には、委員には「市議会議員の代表」、「自治連合会の代表」、「公募による市民」、「申請人ら及び申請人ら推薦の学識経験者」でもって構成すると書かれています。

西川課長は「市議会議員の代表」たる鍵田・森田両市議については、2人に説明の上了承をもらったこと、「自治連合会の代表」たる2氏についても説明の上了承をもらったと述べ、さらに「公募による市民」については差し替えないと述べた。渡邊委員長については、市の裁量で委嘱したから調停条項上は意見を聞かなくても不再任にすることはできます。

すなわち6名のうち、市長の裁量権で決定できるのは1人だけで、他の5人は各団体に選出権があり、市長はそれを「尊重」という不文律が常識になっているから、西川課長は12日に、私に対して説明をしたが了承をもらえなかったので、3人での話し合いを求めざるを得なかったのだと思います。

委員を委嘱する市長の裁量権という観点をまとめますと、仲川市長は調停条項6条にのっとることなく、22日に申請人の会が保持している3名の選出権のうち1名分を破棄するとの不当措置を強行したのだと思います。

(2) 市長の基本姿勢

策定委の運営の実態は、唯一地元の奈良新聞が報道しています。その中から市長の基本姿勢に問題があることが書かれた記事は以下の3点です。

- 1) 2月22日付奈良新聞に「（前略）策定委は場所を主体的に決めるということを放棄した。ならば市が腹を決めて、（実施に向け）説明責任を果たすしかない」と述べていますが、策定委は責任を放棄したことは全くありません！
- 2) 7月19日付奈良新聞では、仲川市長は委員の人権に関わる未定の重大事項を既定事項のように「委員の半数が入れ替わることとなった」と述べています。（3）の2）項で述べたように、西川課長には森住を不再任とすることは承服できないと伝え、西川課長からそれを市長に伝えた結果を現在まで聞いていないから、明確に本件は未定事項であるのに、既定事項として記者に伝えるのは私と西川課長に対するパワハラ行為そのものです。
- 3) 7月23日付奈良新聞で「仲川市長は今月末で任期が切れる策定委のメンバー（12人）のうち半数を入れ替え（後略）」と語っていますが、「委員交代異論も」という中見出しがなければ、何も問題のない通例の任期切れの措置との印象を読者に与える措置です。しかし、真実を報道するという使命を持つ記者が「関係者への取材」で、仲川市長の行為は私に対する明白な差別行為かつパワハラ行為であることをにおわせてくれました。

- 4) 5月の策定委以降新たに2つの請願

これは記事ではありませんが、七条地区住民の市長発言への不信感の強さに改めて気づかされたことです。5月の策定委以降、七条地区の自治会関係者が新たに2件も請願を出され、いずれも反対の論拠は、仲川市長の“武士（＝支配階級の人間）に二言はない”という不文律に抵触する「2本の煙突は立てない」との公約を現在もほごにし続けている姿勢です。

このような調停条項第6条に抵触する行為、差別的取扱行為、パワハラ行為、公約違反行為をたださないと、奈良市政は市民の信頼を失うことは必至です。ぜひこの陳情を聞き入れていただくようお願いします。

以上